

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年6月30日

三川町長 阿部



記

1. 町内区域における人・農地プランの地区数
15地区
2. 人・農地プランを作成又は更新（決定）した年月日
令和2年6月19日
3. 地区内の耕作面積等
別紙のとおり
4. 60歳以上の農業者等の耕作者面積及び後継者の状況
別紙のとおり
5. 中心経営体への農地の集約化に関する方針
別紙のとおり
6. 5の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針
別紙のとおり